	団体	本名	公益社	公益社団法人武蔵野市シルバー人材センター					
	指標名	会員数及び会員就業率					目標値	会員数 1,100人 就業率 80.9%	
	過	去 の	実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	(過去	- - - - - - - - - - - - - - - - - - -	
1		(単位:人、	%)	1, 111, 80.8	1,095、80.5	1, 085、80.7	当該年	年度最終日の会員数、就業率	
	財政援助出資団体に対する指導監督の基本方針(平成21年2 月改正)の具体的な取組の該当項目 (1) 経営健全性						上の確何	保	
事	設定理由等	シルバー人材センターでは、令和4年度に「第五期中期計画(2023~2027年度)」を策定し、重点的な取り組みの一つとして「会員の増強」を掲げている。目標数値については、計画期間の終了年次にコロナ前水準の値となるよう、各年度の値を設定している。令和5年度は会員数1,100人、就業率80.9%を目標値としており、これを本経営目標の目標値とした。							
業	取組内容	令和5年度からの5か年計画及び令和5年度事業計画に基づき、各委員会で会員拡大をテーマに取組みを検討し、進捗管理を行いながら実施していく。 主な予定事業は以下のとおり。 (会員数の拡大) ①武蔵野市在住の60歳以上の方へのシルバー人材センターの活動状況の発信とPR(紹介イベントの実施、チラシの全戸配布等) ②ハローワーク、就労関係団体との連携(高齢者で仕事を希望する方に対し、各団体の情報を相互に提供する仕組みの検討) ③入会説明会の実施、拡大、入会時説明用資料のブラッシュアップ (就業率の拡大) ④新入会員ができるだけ早く就業できるよう、個別相談会を実施 ⑤就業ニュースを通して会員に就業情報を提供 ⑥会員の能力、体力、希望する就業の研究、就業会員不足事業への対策の検討							
	指	±₩±	1 4 4 カス	/註為 壬代末	** 冷鬼声**	* htt. \	目	260 446 T III	
	標名	争耒癸		(詴貝・安託事	菲業、派遣事業	等)	標値	368, 446千円	
2	過	去 の	実 績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	(過去	- 法の実績についての説明)	
		(単位:千	円)	366, 078	391, 938	391, 830	当該名	年度の実績(派遣含む)	
				する指導監督の基本 の該当項目	方針(平成21年2	(1)経営健全性	上の確何	呆	
財	設定理由等取	シルバー人材センターでは、令和4年度に「第五期中期計画(2023~2027年度)」を策定し、数値目標を定めている。この数字は、コロナの影響と、インボイス制度への対応、最低賃金の上昇に伴う配分金の上昇等を加味したうえで、経営努力目標として積算したものである。初年度の令和5年度の数値は、コロナ対策として依頼のあった受注が令和4年度末で終了するため、若干の減少を見込んだ数字としている。							
務	N 組 内 容	契約額の増のためには就業先拡大及び着実な就業が必要である。 ・業務依頼の相談があった場合は、シルバー人材センターで受けられる形での契約が可能となるように、発注者との入念な調整を行い、できるだけ多くの契約の成立を目指す。 ・理事会、各委員会で就業拡大のための施策を検討し実施する。 ・シルバー人材センター事業の信頼性を高めるため、 ①事務局において、発注者との事務手続きサービスの品質の向上を図る。 ②研修等を通じ会員が望まれるサービスや就業の品質向上を目指す支援をする。							
	指						目	事務比率10%以上	
	標名	事務比	薬の見	見直し、契約額	質の適正化		標値	・	
3		去 の	実 績	令和2年度	令和3年度	令和4年度		 	
内		(単位:%	6)	7	7	7から10	原則で とを決 た。	7%であったものから、令和3年度にこの先10%に上げていくこ 8め、令和4年度は民間分及び新規受託分について10%とし	
	月改.	財政援助出資団体に対する指導監督の基本方針(平成21年2 月改正)の具体的な取組の該当項目 (1) 経営健全性の確						· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
部管	設定理由等	センターの経営基盤の強化及びインボイス制度の対応のため、令和5年度契約からは事務比率を10%とすることにより対応することとしたことにより、当面の対応は可能となったが、インボイス制度の控除割合の変化に伴う対応は今後も必要である。また、フリーランス新法の施行に伴い、センターの契約方法の変更についての必要性が懸念される。これらに適切に対応するために、契約額自体が適切であるか、各業務において見直しを行い、今後の契約時の交渉を行っていく必要がある。国や都、また全国のシルバー人材センターの動向を見据え、対応を行う必要があるため、現時点で金額を見積もり切れないことを鑑み、目標を事務比率10%以上とした。また、これまで会員への配分金単価は最低賃金を基準として来ているため、最低賃金が上昇した場合は、それに対応できるよう見越した契約額の設定が必要である。							
理	取組内容	・市との調整 ・国、都、全国のシルバー人材センターの動向についての情報収集 ・当センターとしての国制度への対応方針の検討、決定、実施 ・発注者との契約時の交渉							